「人・農地プラン」から「地域計画」へ

【人・農地プラン策定の背景(H24~R4)】

- ①人口減少、高齢化等により農地の耕作者が減少し、利用されない農地が増えるおそれ
- ②農地を農地として守っていくために、耕作者が将来的に何処でどの程度耕作するのか、地域内で話し合い、 あらかじめ目標として示していくことが必要

⇒人・農地プラン(地域における話し合いを通じて地域農業の在り方を決める、<u>「未来設計図、青写真」</u>)

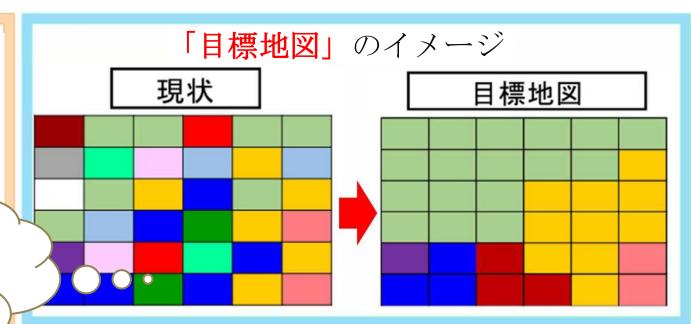
【地域計画の取組(R5~)】

農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが「地域計画」として法定化。地域内で<mark>協議(話合い)し、地域農業の在り方を決めながら</mark>将来の農地利用の姿を示した<u>「目標地図」</u>を新たに作成することとなる。

【協議する内容】

- ① 地域農業の将来の在り方
- ② 農業上の利用を行う区域
- ③ その他農用地の効率的且つ総合的な利用を図るための事項

目標地図は将来(10年後) の耕作者を示したイメージ 図です。借受タイミングは 柔軟に調整でき、定期的に 見直しも行います。



協議(話し合い)の場における協議事項

協議事項(目標地図について話し合う過程で、以下の方針等をとりまとめ、地域計画として公表)

- (1)農用地の集積、集約化の方針
 - ・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。
- (2)農地中間管理機構の活用方針
 - ・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。
- 0 0

- (3)基盤整備事業への取組方針
 - ・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。
- (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - ・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。
- (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 - ・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。

任意事項 (地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議)

- ①鳥獣被害防止対策(地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)
- ②有機・減農薬・減肥料(取組面積の拡大や、生産団地の形成など)
- ③スマート農業(AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)
- ④輸出(輸出に向けた作物選定や体制づくりなど)
- ⑤果樹等(果樹等の改植や整備、団地形成など)
- ⑥燃料・資源作物等(搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)
- ⑦保全・管理等(農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯など)
- ⑧農業用施設(農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など)
- ⑨耕畜連携(畜産農家と飼料作物の生産者との連携方法、堆肥の利用など)
- ⑩その他(地域の実情に応じて追加)

人・農地プラン策定過程において、信頼できる農地の中間的受け皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進む、との指摘を踏まえて整備されたのが

「農地中間管理機構」